

令和3年度における懲戒処分について

3件 3人

(減給1月：1人、戒告：2人)

NO	処分日	処分理由	処分内容	人数
1	R3.7.13	所属職員に対し、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動によって、精神的な苦痛を与えたもの（パワー・ハラスメント）	減給1月 (1/10)	1人
2	R3.7.26	私用中又は通勤途上にわき見運転による同様の事故を1年あまりの間に3回起こし、免許停止の行政処分を受けたもの。	戒告	1人
3	R3.10.8	国への社会保障・税番号制度システム整備費補助金の令和2年度交付申請について、事務処理上の誤りにより、補助金の交付額が約1,300万円減額となった。また、令和2年度実施の委託契約において、契約及び支払いに関する手続きを怠り、現年度予算での支払いが不可能となり、翌年度予算において、過年度支出として支払うことになったもの。	戒告	1人